奈良県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県規則第二十二号

奈良県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

奈良県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和五十一年十一月奈良県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条各号列記以外の部分中「もの」を「者」に改め、同条第一号中「受けた林業従事者等」の下に「及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携促進法」という。）第十二条第一項の認定中小企業者」を加える。

第二条第一項中「（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和五十四年政令第二百五号）第七条第一項に規定する資金を借り入れる場合は十二年又は林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第五条第一項の認定を受けた事業主が当該認定に係る計画に従つて同法第五条第一項の改善措置を実施するのに必要な林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成八年政令第百五十三号）第三条第一項に規定する資金を借り入れる場合は十五年）」を削り、同条中第三項を第四項とし、同条第二項中「三年」の下に「（前項第二号に掲げる場合にあつては、五年）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における償還期間は、十二年以内とする。

一　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が、当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和五十四年政令第二百五号）第七条第一項に規定する資金を借り入れる場合

二　農商工等連携促進法第四条第一項の認定を受けた者が、当該認定に係る同条第二

項第二号ロの措置を実施するのに必要な資金を借り入れる場合

三　農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第四条第一項の認定を受けた者が、認定生産製造連携事業計画に従つて同法第二条第三項第二号イに掲げる措置を実施するのに必要な資金を借り入れる場合

四　公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第十条第一項の認定を受けた者が、認定木材製造高度化計画に従つて木材製造の高度化を実施するのに必要な資金を借り入れる場合

第五条第三項中「通知し、」の下に「同項の規定により」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「通知し、」の下に「同項又は前項の規定により」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　知事は、貸付申請者が次の各号のいずれかに掲げる者であるときは、貸付けをしない旨の決定をすることができる。

一　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

二　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

三　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

第五条の次に次の一条を加える。

（貸付け決定の取消し）

第五条の二　知事は、前条第三項の規定により貸付けの決定の通知を受けた者が同条第二項各号に掲げる者に該当することが判明したときは、当該貸付けの決定を取り消すことができる。

2　知事は、前項の規定により貸付けの決定を取り消したときは、貸付金を交付せず、又は期限を定めて貸付金を返還させるものとする。

3　知事は、第一項の規定により貸付けの決定を取り消したときは、その旨を当該貸付けの決定の通知を受けた者及びその者の住所地等を管轄する農林振興事務所長並びに事務委託機関に通知するものとする。

第六条第一項中「前条第二項」を「第五条第三項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「第五条第四項」に改める。

第一号様式中「

１２年目	１３年目	１４年目	１５年目
償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額
千円	千円	千円	千円

」を「

１２年目
償 還 額
千円

」

に改める。

第二号様式中「第４条第４項」を「第４条第５項」に改める。

第五号様式中「

１２	年　月　日	円	
１３	年　月　日	円	
１４	年　月　日	円	
１５	年　月　日	円	

円	
円	
円	
円	

」を「

１２	年　月　日

円	円	

に改め、同様式

」

林業・木材産業改善資金借用証書特約条項（第五号様式裏面）第１条中「いづれかに」を「いずれかに」に、「直ちに」を「甲が定める期限に従い、」に改め、同条第六号中「若しくは手形交換所」を「、若しくは手形交換所」に改め、同条第九号中「改良、造成」を「改良され、造成され、」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

(11)　乙が次に掲げる者であることが判明したとき。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

第五号様式林業・木材産業改善資金借用証書特約条項（第五号様式裏面）第三条第二項中「変更、中止」を「変更し、中止し、」に改め、同特約条項第六条第二項中「あった場合」を「あったとき」に改め、同特約条項第七条第一項中「丙間の間」を「丙間」に改め、同特約条項第九条第一項中「又はその現状」を「その現状」に改め、同特約条項中第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（貸付金の返還）

第13条　乙は、甲が県貸付規則に基づき貸付けの決定を取り消したときは、甲が定める期限に従い、借入金を甲に返還する。

第六号様式中「

１２	年　　月　　日	円	
１３	年　　月　　日	円	
１４	年　　月　　日	円	
１５	年　　月　　日	円	

円	
円	
円	
円	

を「

１２	年　月　日

」

円	円	

」に改め、同様式林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書特約条項（第六号様式裏面）第二条中「いづれかに」を「いずれかに」に、「直ちに」を「甲が定める期限に従い、」に改め、同特約条項第六条第一号中「改良、造成」を「改良され、造成され、」に改め、同特約条項第九条第二項中「あった場合」を「あったとき」に改める。

第七号様式から第十号様式までの規定中「

１２	年　月　日	円
１３	年　月　日	円
１４	年　月　日	円
１５	年　月　日	円

円	１２	年　月　日	円	円
円	１３	年　月　日	円	円
円	１４	年　月　日	円	円

を「

１２	

円	１５	年　月　日	円

」

年　月　日	円	円	１２	年　月　日	円

円

に改める。

」

附　則

（施行期日）

１　この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条、第二条、第一号様式及び第二号様式の改正規定、第五号様式の改正規定（林業・木材産業改善資金借用証書特約条項（第五号様式裏面）第一条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える部分及び同特約条項中第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条加える部分を除く。）並びに第六号様式から第十号様式までの改正規定　平成二十三年四月一日

二　前号に掲げる規定以外の規定　平成二十三年七月一日

（経過措置）

２　この規則による改正後の奈良県林業・木材産業改善資金貸付規則第五条、第五条の二及び第五号様式（林業・木材産業改善資金借用証書特約条項（第五号様式裏面）第一条及び第十三条の規定に限る。）の規定は、前項第二号に掲げる施行の日以後にされる貸付けの申請について適用し、同日前にされた貸付けの申請については、なお従前の例による。